

毎週火、金曜日発行（休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 基本測量の実施  
換地計画の認可
- ” 土地改良区の定款変更の認可
- ” 国民健康保険療養取扱機関の申出の一部改正
- ◇選管告示 政党、協会その他の団体の解散の際における収支報告書の公表
- ◇公安規則 幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置担任区域及び受持区域等に関する規則の一部改正
- ◇公安告示 道路の速度制限

## 告示

鳥取県告示第四百二十二号

次のとおり基本測量を実施する旨建設省地理調査所長から通知を受けた。

昭和三十四年八月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

作業種類 作業期間 作業地域

天文測量 昭和三十四年八月十日から 気高郡

昭和三十四年九月三日まで 米子市

地磁気測量 昭和三十四年八月十二日から 倉吉市

昭和三十四年十月一日まで

鳥取県告示第四百二十三号

東伯郡北条町北条川土地改良区から申請のあつた換地計画は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条第一項の規定により、昭和三十四年八月三日認可した。

昭和三十四年八月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、三朝土地改良区の定款変更は、昭和三十四年八月三日認可した。

昭和三十四年八月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大沢土地改良区の定款変更は、

北垣胃腸科病院の項を次のように改める。

北垣胃腸科病院 鳥取市庵丁人町二〇

鳥取生協病院の項を次のように改める。

鳥取生協病院 鳥取市東品治町一〇

名島外科医院の項を次のように改める。

名島外科医院 倉吉市東岩倉町二二三六

昭和三十四年八月三日認可した。

昭和三十四年八月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百二十六号

昭和三十四年二月鳥取県告示第九十一号（国民健康保険療養取扱機関の申出について）の一部を次のように改正する。

昭和三十四年八月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

兵庫県、岡山県 昭和三十四年一月一日

東京都 〃 五月二十五日

兵庫県 昭和三十四年六月九日

岡山県 昭和三十四年七月一日

広江病院の項を次のように改める。

広江病院 米子市上後藤三二

山本医院の項を次のように改める。

山本医院 米子市明治町五八

医療法人育生会高島病院の項を次のように改める。

医療法人育生会高島病院 米子市西町六

車尾診療所の項を次のように改める。

車尾診療所 米子市車尾九〇四の五

村江医院の項を次のように改める。

村江医院 八頭郡若桜町大字若桜

吉田医院の項を次のように改める。

吉田医院 東伯郡泊村大字泊七五〇

坂本医院の項を次のように改める。

坂本医院 東伯郡泊村園六七三

鳥根県 昭和三十四年一月一日

岡山県、広島県 〃 五月一日

鳥根県 昭和三十四年一月一日

東京都 〃 四月一日

鳥根県 昭和三十四年一月一日

東京都 〃 五月二十二日

鳥根県 昭和三十四年一月一日

東京都 〃 五月二十七日

東京都 昭和三十四年六月二十九日

東京都 昭和三十四年六月二十日

東京都 昭和三十四年六月二十日

大山町国民健康保険診療所の項を次のように改める。  
 大山町国民健康保険診療所 西伯郡大山町今在家四七八  
 ハヤシ歯科医院の項を次のように改める。  
 ハヤシ歯科医院 鳥取市片原町二丁目三四  
 中尾歯科医院の項を次のように改める。  
 中尾歯科医院 八頭郡若桜町中町二七七  
 鳥取県告示第四百二十七号  
 昭和三十四年五月鳥取県告示第二百三十八号(国民健康保険療養取扱機関の申出について)の一部を次のよう  
 百村歯科医院の項を次のように改める。  
 百村歯科医院 鳥取市本町一丁目三九

### 選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十九号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第

全国都道府県 昭和三十四年四月一日  
 兵庫県、岡山県 昭和三十四年一月一日  
 東京都 五月一日  
 東京都 昭和三十四年三月二十五日  
 に改正する。  
 昭和三十四年八月七日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗  
 岡山県、兵庫県 昭和三十四年三月二十五日

十七条の規定により、次の団体から解散の届出があつたが、その際における寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和三十四年八月七日  
 鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄  
 政党、協会その他の団体の收支に関する報告書要旨  
 一 種類 政治資金規正法第十七条の規定による報告書  
 二 期間 昭和三十四年五月二十日から昭和三十四年六

月二十日まで(鳥取県退職公務員連盟)  
 昭和三十四年四月十七日から昭和三十四年六月三十日まで(鳥取県薬業士会)  
 三 報告書の要旨

鳥取県退職公務員連盟 鳥取県薬業士会	寄附及び 収入又は 寄附の総額		一件千円以 上の寄附		一件五百円 以上の寄附		支出の 総額		一件千円以 上の支出		一件五百円 以上の支出		報告書受理 年月日
	数	件	数	件	数	件	数	件	数	件	数	件	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	昭三四、 七、三
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	七、一五

四 主たる寄附者及び支出  
 一 寄附者 該当なし  
 二 支出 該当なし

### 公安委員会規則

幹部派出所 巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する

規則をここに公布する。  
 昭和三十四年八月七日  
 鳥取県公安委員会委員長 堀安成 文  
 鳥取県公安委員会規則第八号  
 幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する規則

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に關する規則（昭和二十九年七

月鳥取県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表一中

鳥取県境港警察署

小篠津町巡査部長派出所

境港市大字小篠津

第九号巡査駐在所受持区域内一円

を削る。

別表二中 鳥取県境港警察署の項を次のように改める。

鳥取県境港警察署			
一	水上巡査派出所	境港市朝日町	境港市のうち花町、岬町、入船町
二	"	"	朝日町、東雲町、東本町
三	港"	栄町	中町、相生町、末広町
四	"	"	本町、栄町、松ヶ枝町
五	"	"	日ノ出町、京町
六	駅前"	大正町	明治町、大正町
七	"	"	蓮池町、浜の町、弥生町、米川町、馬場崎町
八	"	"	上道町
九	境港市竹内町巡査駐在所	竹内町	中野町、福定町、竹内町、高松町

### 公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十二号

道路交通取締法（昭和二十二年法律第三百十号）第十条の規定により次のとおり速度を制限する。

昭和三十四年八月七日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成 文

#### 一 制限の場所

主要地方道鳥取浜坂香住線岩美郡岩美町大字陸上三三番地地先から同地内一〇〇四番地地先まで  
一、〇五〇メートルの間（別添図面のとおり）

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年七月一日から適用する。

#### 二 制限の種類

速度制限 毎時二五キロメートル

#### 三 制限の期間

昭和三十四年八月七日から同年同月三十一日まで

昭和四年四月十五日第一 郵便物認可 発行日 火、金

発 行 所 鳥 取 市 東 町 取 県 印 刷 所 鳥 取 市 東 町 取 県

